

新型コロナウイルス感染症経過報告書の提出について (令和5年6月)

新型コロナウイルス感染症は、特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことに注意が必要です。お子さまの健康を守ると共に、施設における感染拡大防止のため、他の人に感染させる恐れのある期間は登所できません。

新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合は、医師の指示のもと十分に療養し、回復してから登所するようにしてください。お子様が回復し、登所する際には、『保育所における感染症ガイドライン(2018年改訂版)』で示している登園のめやすである「発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること(※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること)」を<新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表>を参考に保育所と確認して、保護者の方が下記の【新型コロナウイルス感染症経過報告書】を記入し、保育所へ提出してください。

<新型コロナウイルス感染症出席停止期間早見表>

- * 新型コロナウイルス感染症の「症状」とは、「熱」「咳」「のどの痛み」「頭痛」「倦怠感」「下痢」「腹痛」「嘔気・嘔吐」「鼻汁」「味覚異常」「嗅覚異常」などがあります。
- * 発症日を0日とし、翌日から発症後1日目と数えます。
- * 症状が軽快した翌日から、軽快後1日目と数えます。
- * 登所後、症状の改善がない場合は、再度受診勧奨をさせて頂く場合があります。

発症日を0日とする		発症日0日	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目
日付を入れてみましょう		月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
例1	無症状の感染者 ↓ 検体採取後6日目から登所可能	検体採取	採取後1日目	採取後2日目	採取後3日目	採取後4日目	採取後5日目	登所可能	
		出席停止期間							
例2	発症後1日目に軽快した場合 ↓ 発症後6日目から登所可能	発症(発熱等)	軽快(解熱等)	軽快後1日目	あと3日休み			登所可能	
		出席停止期間							
例3	発症後2日目に軽快した場合 ↓ 発症後6日目から登所可能	発症(発熱等)	症状あり	軽快(解熱等)	軽快後1日目	あと2日休み			登所可能
		出席停止期間							
例4	発症後3日目に軽快した場合 ↓ 発症後6日目から登所可能	発症(発熱等)	症状あり	症状あり	軽快(解熱等)	軽快後1日目	あと1日休み		登所可能
		出席停止期間							
例5	発症後4日目に軽快した場合 ↓ 発症後6日目から登所可能	発症(発熱等)	症状あり	症状あり	症状あり	軽快(解熱等)	軽快後1日目		
		出席停止期間							
例6	発症後5日目に軽快した場合 ↓ 発症後7日目から登所可能	発症(発熱等)	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快(解熱等)	軽快後1日目	登所可能
		出席停止期間							

切り取り

【新型コロナウイルス感染症経過報告書】(保護者記入)

組 氏名

新型コロナウイルス感染症との診断を受け療養中のところ、下記のとおり医師の指示のもと、出席停止期間を満たし、回復したことを報告します。

よって 月 日より登所します。

1. 発症した日 月 日

(※無症状感染者は、検体採取日 月 日)

2. 症状が軽快した日 月 日

3. 登所可能日(発症後5日経過かつ症状軽快後1日経過)(※無症状感染者は、検体採取日を0日目として5日経過)

月 日

4. 受診医療機関名 (受診日 月 日)

記載日 令和 年 月 日 保護者署名